

# 守口市D X推進支援業務委託

## 仕様書

### 1 件名

守口市D X推進支援業務委託

### 2 契約期間

令和4年7月1日から令和8年3月31日まで

### 3 背景・目的

昨今の新型コロナウイルス感染症の大流行及びその対応において、デジタル化の遅れをはじめとした日本社会が抱える構造的な課題が浮き彫りとなった。これを契機に「新たな日常」を構築し、誰一人取り残さない共生社会実現のための手段として、制度や組織の在り方等について、デジタル技術を活用して変革していくデジタルトランスフォーメーション（D X）が求められている。

国においても、行政のデジタル化に関する取組みを具体化・加速化するために、「デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定されるとともに、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容及び支援策をとりまとめた「自治体D X推進計画」が策定され、デジタル社会の構築に向け、全自治体においてD X推進に関する取組を着実に進めていくこととされている。

また国は、デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていくため令和3年7月に「自治体D X推進手順書」を公表し、その中で「D Xの認識共有・機運醸成」、「全体方針の決定」及び「推進体制の整備」等の重要性を説いている。

こうした状況をふまえ、国の方向性と整合性を図りつつ、自治体D X推進計画に掲げられている項目について着実に推進していくため、D X推進にかかる行政への支援実績のある事業者からその専門的な見地より優れた支援及び提案を受け、本市のD Xの推進が市民サービスの向上や行政事務の効率化に最大限資するものとなることを目的とし、本業務委託を実施するものである。

#### 4 業務概要

##### <DX推進アドバイザー業務>

本市のDXの推進（自治体DX推進計画に掲げられている項目の推進）を図るため、他自治体等におけるICT導入状況及びその効果を参考にしつつ、ICTなどを活用した施策の支援・提案を求める。

#### 5 業務内容

##### (1) 自治体の情報システムの標準化・共通化

業務調査、担当課ヒアリング、事業者ヒアリング、各種一覧表作成（システム一覧、データ連携一覧、アウトソーシング一覧）、他市事例調査、RFI資料作成、RFP資料作成等の作業を行い、令和7年度までに、自治体DX推進計画の重点取組事項に記載の「自治体の情報システムの標準化・共通化」を行うための支援を行うこと。

##### (2) 自治体の行政手続のオンライン化

本市では、令和4年度にオンライン申請システムの導入を目指している。オンライン申請システム導入後の業務について調査を行い、業務拡大・改善・見直し等のフォローアップを行うこと。

##### (3) 電子決裁システムの導入（内部系業務システムの再構築）

業務調査、担当課ヒアリング、事業者ヒアリング、他市事例調査、RFI資料作成、仕様書作成、RFP資料作成等を行い、本市が令和5年度に予定（令和5年度：業者選定、再構築の実施 令和6年10月：システム導入予定）している電子決裁システム（内部系業務システム再構築）の導入支援を行うこと。

##### (4) 自治体のAI・RPAの利用推進

現在本市に導入済であるRPAの更なる活用を図るべく、対象業務の拡大の支援を行うこと。また、本市ではAIに関する取り組みとして既にAIチャットボットを導入済（令和3年10月末導入予定）であるが、更に市民サービスの拡大や業務効率化につながるようなAIを活用したソリューションを本市に導入するため、その調査・検討を行うこと。

##### (5) セキュリティ対策の徹底

現状の本市のセキュリティ対策について調査を行った上で、分析を行い、専門的見地からその改善提案を行うこと。

##### (6) デジタルデバイド対策

本市が自治体DXを推進すればするほど、今後ますますデジタルデバイドの問題が発生すると見込まれる。これらの対策を行うために、調査・提案資料作成等を行い、本市のサポートを行うこと。

- (7) その他「自治体DX推進計画」に記載の項目についての支援  
その他「自治体DX推進計画」に記載の内容について、本市からの相談  
に対して適宜、アドバイス、情報提供及び資料作成等を行うこと。

## 6 成果物

- (1) 打合せ資料
- (2) 会議録
- (3) 業務分析・ヒアリング結果資料
- (4) システム一覧
- (5) データ連携一覧
- (6) アウトソーシング一覧
- (7) 他市事例調査結果資料
- (8) R F I 関係資料一式 (①自治体の情報システムの標準化・共通化、②電子決裁システムの導入)
- (9) R F P 関係資料一式 (①自治体の情報システムの標準化・共通化、②電子決裁システムの導入)
- (10) その他提案事業者が提案する資料

## 7 留意事項

- (1) 本委託業務に係る受託者の来庁日数は1年間に50日を想定している。
- (2) 委託業務を遂行するにあたり必要となる交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品等の一切の経費は、全て委託金額に含むものとし、本市に対して別途請求する事はできないものとする。
- (3) 受託者は、本市の庁舎内で業務を行うことを原則とするが、本市が認めた場合においては、ウェブ会議等を利用したオンラインでの協議も行うことができるものとする。
- (4) 受託者は、委託業務に従事していない時間には、本業務のために常駐及び待機を行う必要はないが、電子メール等で速やかに連絡が出来る体制を確保するものとする。
- (5) 受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏洩すること並びに資料及びデータの紛失・滅失・盗難等を防止するために必要な措置を講じるものとする。
- (6) 委託業務を遂行するにあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可を得るものとする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者がその一切の責任を負うものとする。

- (7) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、守口市情報セキュリティポリシー及び守口市個人情報保護条例を遵守するものとする。
- (8) 委託業務を遂行するにあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と受託者で協議を行った上で決定するものとする。